

概要版

第 6 期江戸川区障害福祉計画 第 2 期江戸川区障害児福祉計画

[令和 3 年度（2021 年度）～ 5 年度（2023 年度）]

令和 3 年（2021 年） 3 月



江戸川区

1 策定の趣旨

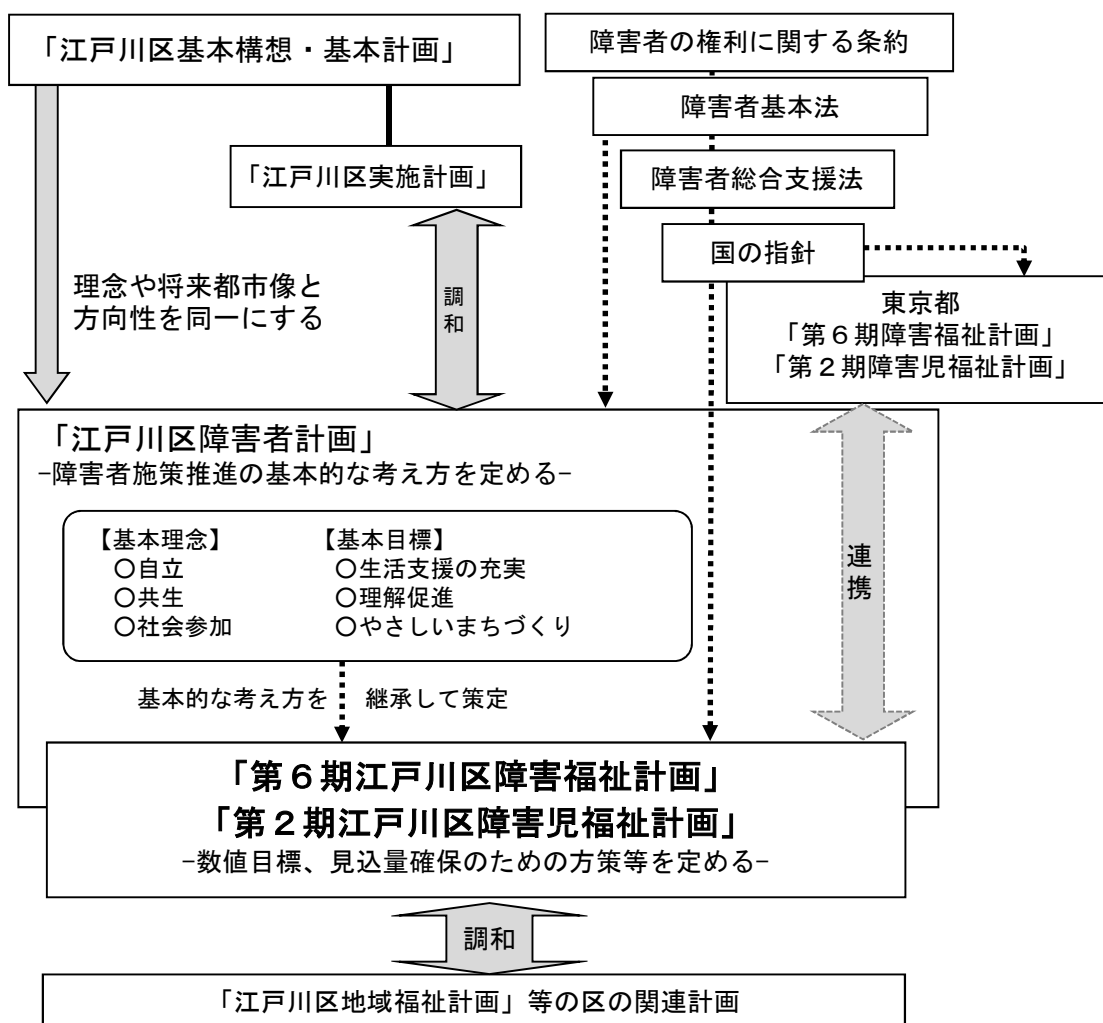
区では、平成14年（2002年）7月に「江戸川区長期計画（えどがわ新世紀デザイン）」を策定し、そこに示された基本構想・基本計画に基づく実施計画により、地域で暮らす全ての方が障害の有無によって分け隔てることなく、相互に尊重し合いながら共生する社会の環境づくりを進めてきました。

また、国の動向を踏まえ、「江戸川区障害者計画」、「江戸川区障害福祉計画」、「江戸川区障害児福祉計画」を策定し、障害者施策を進めてきました。

こうした動きの中で、「第5期江戸川区障害福祉計画」及び「第1期江戸川区障害児福祉計画」（以下、「第5期計画」という。）が最終年次（令和2年度（2020年度））を迎えたことから、新たに「第6期江戸川区障害福祉計画」及び「第2期江戸川区障害児福祉計画」を策定します。

本計画の期間は、国の基本指針により令和3年度（2021年度）から5年度（2023年度）までの3年間とします。

<計画策定の全体像>



参考 障害者の権利に関する条約

「障害者の権利に関する条約」（障害者権利条約）は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める国際条約で、平成 18 年（2006 年）12 月に国連総会において採択されました。主な内容は、障害に基づくあらゆる差別の禁止、障害者が社会に参加し、包容されることを促進する等です。

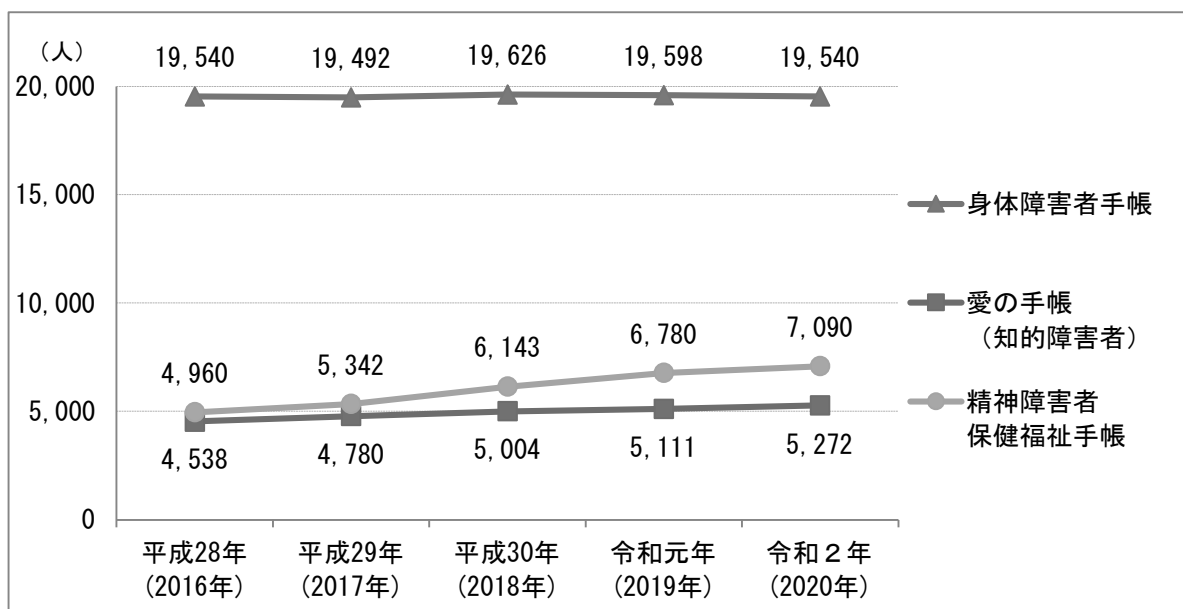
日本は、平成 19 年（2007 年）に条約に署名し、障害者基本法の改正等の法整備を経て、平成 26 年（2014 年）1 月 20 日に批准書を寄託し、同年 2 月 19 日に条約は、効力を発生しました。

2 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳の所持者数は、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳が毎年増加しています。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成 28 年（2016 年）に比べ 140%以上と大きく増加しています。

構成比では、身体障害者手帳所持者が 6 割を占め、最も多くなっています。

<障害者手帳所持者数（3 障害）の推移>



(各年 10 月 1 日現在)

3 共生社会の実現に向けた取り組み

区では、以下の取り組みとビジョンにより、共生社会の実現に向けて、「誰もが安心して自分らしく暮らせるまち」を目指し、さまざまな施策を行っています。

<共生社会の実現に向けた「区の取り組み」>

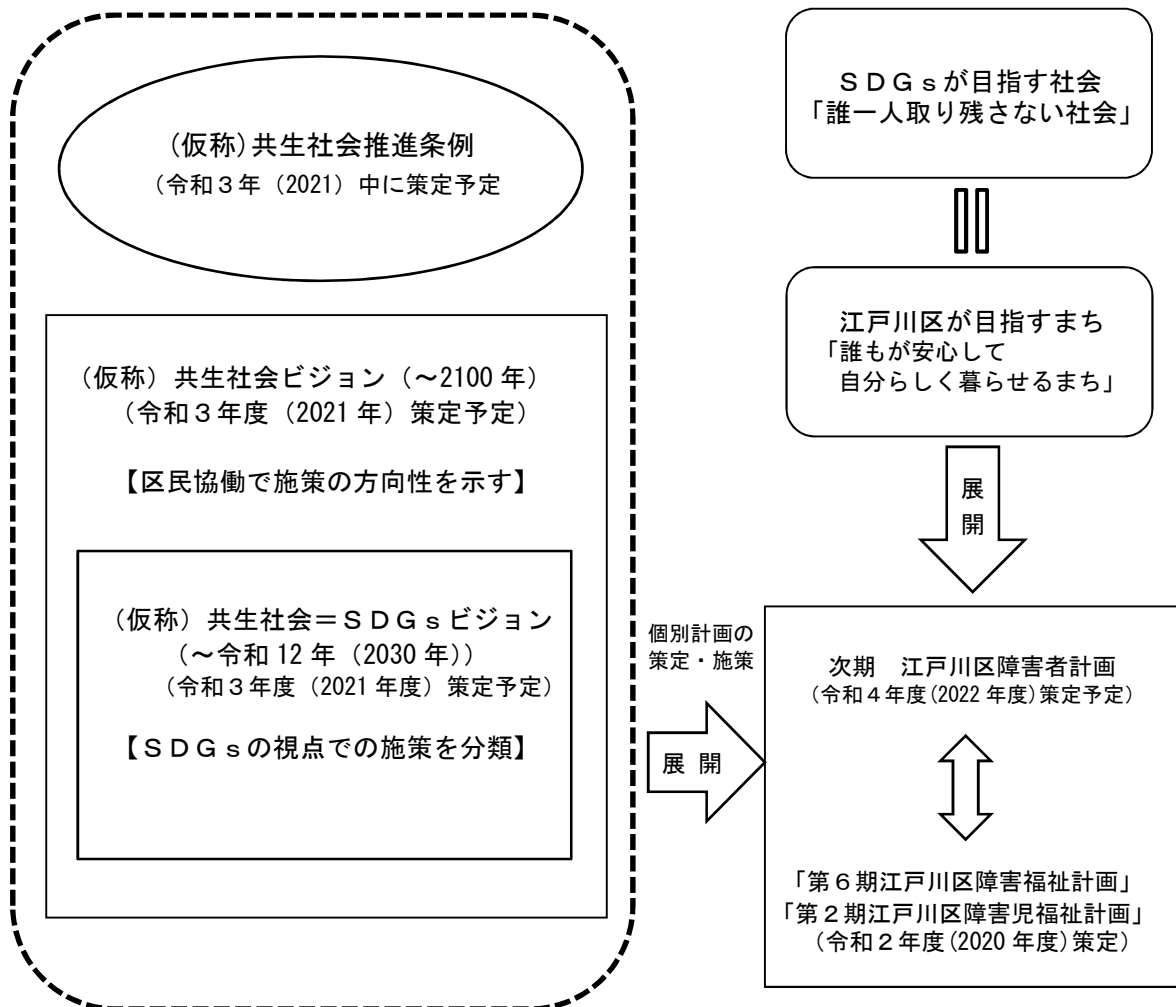
(1) 障害者権利擁護の取り組み	① 障害者差別解消法の普及啓発・相談対応 ② 障害を理由とする虐待防止の取り組み
(2) 障害者理解に対する取り組み	① 手話に関する取り組み ② 視覚障害者に対する取り組み ③ さまざまな障害者理解のための取り組み
(3) 地域共生社会構築の拠点	なごみの家
(4) 福祉・健康のまちづくり	① やさしい道づくり ② 公園でのユニバーサルデザインの取り組み ③ 安全で使いやすい駅 ④ 公共施設等のバリアフリー化
(5) 障害者の就労支援	① 障害者就労支援センター ② 江戸川区就労支援ネットワーク ③ 障害者の雇用促進（区職員） ④ 就労に係る新法人の設立・運営
(6) スポーツや文化活動に対する取り組み	① 障害者スポーツの振興 ② 図書館での支援 ③ 心身障害者（児）作品展示会 ④ 障害者協議室の運営
(7) 災害時の要配慮者への支援	災害時の要配慮者への支援
(8) 新庁舎の建設	新庁舎の建設
(9) 新たな障害児支援施設	① 児童相談所の設置 ② 発達相談・支援センターの設置
(10) 先導的共生社会ホストタウン	① ユニバーサルデザインのまちづくり ② 心のバリアフリー

<共生社会の実現に向けた区のビジョン>

(1) 共生社会の実現に向けた今後の取り組み（ビジョン図）	共生社会の実現に向けた今後の取り組み（ビジョン図）
(2) 今後の取り組み	（仮称）江戸川区共生社会ビジョンの策定 （仮称）江戸川区共生社会＝SDGsビジョン
(3) 本計画との関係	本計画との関係

区では、共生社会の実現に向けて、共生社会推進条例のもと、2100年までの区政の方向性を表す「(仮称) 共生社会ビジョン」、令和12年(2030年)までに取り組む施策をまとめた「(仮称) 共生社会＝SDGs(エス・ディー・ジーズ) ビジョン」を策定し、さまざまな施策を展開していきます。

< 共生社会の実現に向けた今後の取り組み(ビジョン図) >



【えどがわ未来カンファレンス】

区の共生社会の実現に資する政策、計画等について意見交換及び助言を行う場として「えどがわ未来カンファレンス」を設置しました(令和4年度(2022年度)末までの時限的な取り組み)。江戸川区長を座長とし、複数の委員の皆様と共生社会実現に向けた議論を行っていきます。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）

「SDGs（エス・ディー・ジーズ）」とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。

17 の目標と 169 のターゲットから構成されており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けて、経済、社会、環境の3つの側面のバランスの取れた持続可能な開発を目指しています。

江戸川区は、誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会の実現に向けてSDGsに積極的に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- 共生社会と理念を同じくするSDGsの達成に向けた取り組みの一つとして、内閣府が募集する「SDGs未来都市」へ応募し、選定を目指していきます。
- SDGs達成に向けた区の取り組みの周知を図るとともに、区民や事業者のSDGsへの理解を一層高めるため、区が発行する印刷物等にSDGsのアイコンを掲載していきます。
- 「第6期江戸川区障害福祉計画」及び「第2期江戸川区障害児福祉計画」は、（仮称）共生社会ビジョン等と調和し、経過を見据えながら随時、見直していきます。
- 次期江戸川区障害者計画は、（仮称）共生社会ビジョン及び（仮称）共生社会＝SDGsビジョンを基に策定していきます。

4 成果目標

国の基本指針や東京都の考え方に即し、区では、以下のように令和5年度末の成果目標を設定します。

成果目標1 福祉施設から一般就労への移行等

項目	目標値
①就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数	148人(参考:令和元年度実績115人)
②就労定着支援事業の利用者数	一般就労移行者のうち7割以上が利用する
③就労定着支援事業の就労定着率8割以上の事業所	7割以上

成果目標2 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標値
①福祉施設の入所者数	439人(参考:令和元年度実績422人)
②地域生活への移行者数	10人

成果目標3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者を委員としている江戸川区精神保健福祉協議会を設置し、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築や措置入院患者の退院後支援など精神保健事業全般について幅広く協議しています。

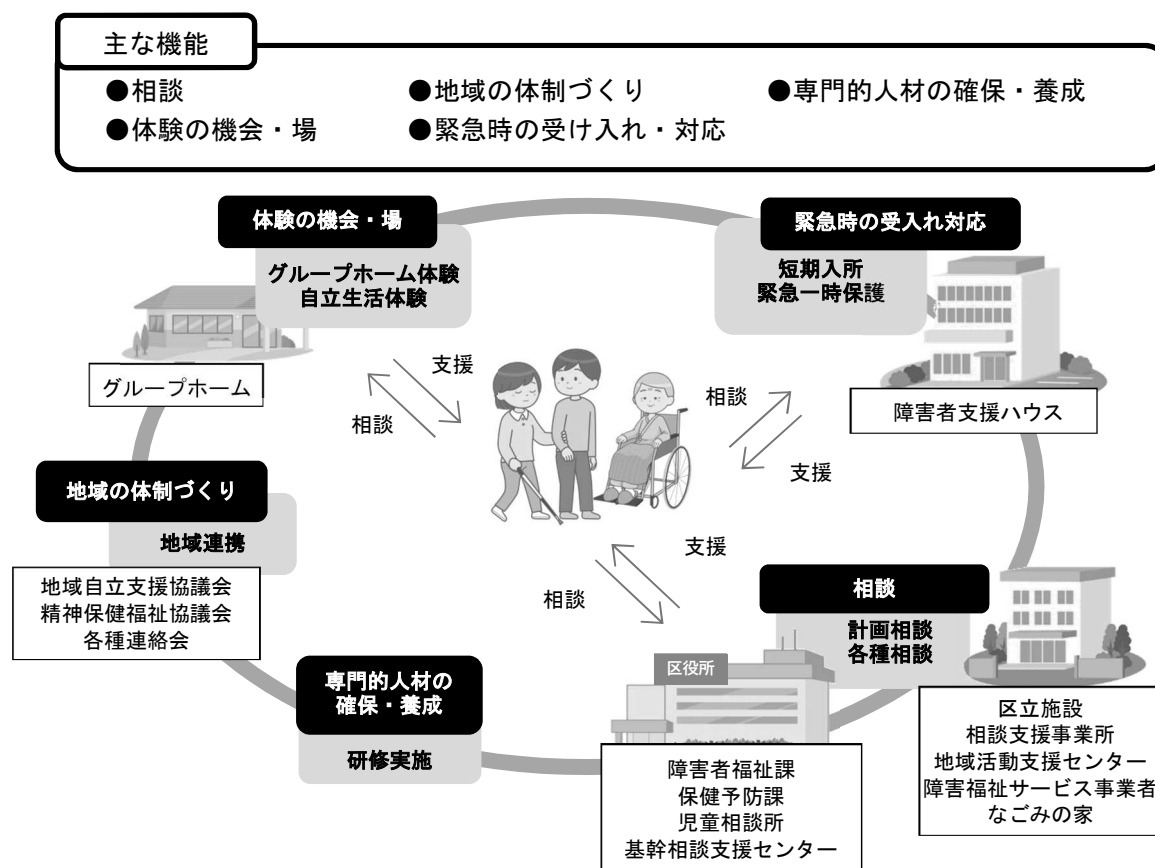
成果目標4 相談支援体制の充実・強化等

令和2年度(2020年度)に障害者福祉課を中心として、健康サポートセンターや児童相談所などの各機関と連携を図る基幹相談支援センターとしての体制を整えました。今後は相談支援体制の充実・強化等に向けて、相談支援事業所との連携強化をさらに推進していきます。

成果目標5 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

令和2年度(2020年度)に既存の相談窓口等の機能や施設を生かし、面的整備型の地域生活支援拠点として整備しました。今後は障害のある方の地域生活を支えるために相談支援事業所や各障害福祉サービス事業所等を含めて円滑な連携やネットワークを図っていきます。また、夜間・休日にも対応する障害者虐待SOS電話を設置します。

＜地域生活支援拠点等の面的整備 イメージ＞



成果目標6 障害児支援の提供体制の整備等

第5期までに児童発達支援センターの設置、保育所等訪問支援の実施体制整備、重症心身障害児を支援する事業所の確保について整備してきました。

令和2年度（2020年度）に保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の協議の場を設置しました。医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを配置します。

成果目標 7 障害福祉サービス等の質の向上

サービス等の質を向上させるための取り組みとして行っている障害福祉サービス事業者に対する集団指導・個別指導及び相談支援専門員に必要な知識の習得や事例研究による課題解決能力の向上を目的とした人材育成のためのブラッシュアップ研修を継続することを目指します。

5 障害福祉サービス等の見込み量とその確保

(1) 訪問系サービス

民間事業者等と連携してサービス提供基盤の整備を推進し、体制の充実を図ることにより、必要なサービス量の確保に努めます。また、事業者が適正なサービスを提供できるよう、情報提供等の支援を引き続き行っていきます。

※1月当たり

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間分	13,922	14,130	14,406
	人	1,134	1,157	1,181
重度訪問介護	時間分	14,473	14,909	15,351
	人	48	49	50
行動援護	時間分	459	510	510
	人	9	10	10
同行援護	時間分	3,322	3,300	3,300
	人	151	150	150

(2) 日中活動系サービス

中・重度の知的障害者や医療的ケアが必要な方が今後も増加傾向にあることを踏まえ、基盤整備に取り組んでいきます。

※1月当たり

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日分	21,337	21,599	21,878
	人	1,173	1,187	1,202
自立訓練(機能訓練)	人日分	107	107	107
	人	7	7	7
自立訓練(生活訓練)	人日分	631	650	701
	人	37	38	41
就労移行支援	人日分	5,339	5,759	6,179
	人	292	315	338
就労継続支援A型	人日分	2,520	2,538	2,574
	人	136	137	139
就労継続支援B型	人日分	16,978	17,460	17,942
	人	1,036	1,068	1,100
就労定着支援	人	119	131	143
療養介護	人	60	62	64
短期入所(福祉型)	人日分	1,967	2,028	2,110
	人	165	170	176
短期入所(医療型)	人日分	158	172	186
	人	24	26	28

(3) 居住系サービス

重度化に対応したグループホーム設置を促進し、居住の場の確保に努めます。

グループホーム等での対応が困難等、施設入所が真に必要なとされる方が、必要なサービスを受けることができるよう、サービス量の確保に努めます。

※ 1月当たり

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人	84	90	95
共同生活援助(グループホーム)	人	545	565	585
施設入所支援	人	433	436	439

(4) 相談支援

サービス等利用計画の作成を必要とする方が、適切に相談支援事業所を利用できるよう、人材育成・体制の充実を図ります。

※ 1月当たり

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	1,183	1,215	1,245
地域移行支援	人	17	17	17
地域定着支援	人	76	77	78

(5) 障害児支援

ライフステージに応じた切れ目のない支援を提供できるよう、関係機関の連携・協力体制の強化により、障害児支援体制の基盤整備を図るとともに、障害の程度や種別で特に不足している事業所の開設を推進していきます。

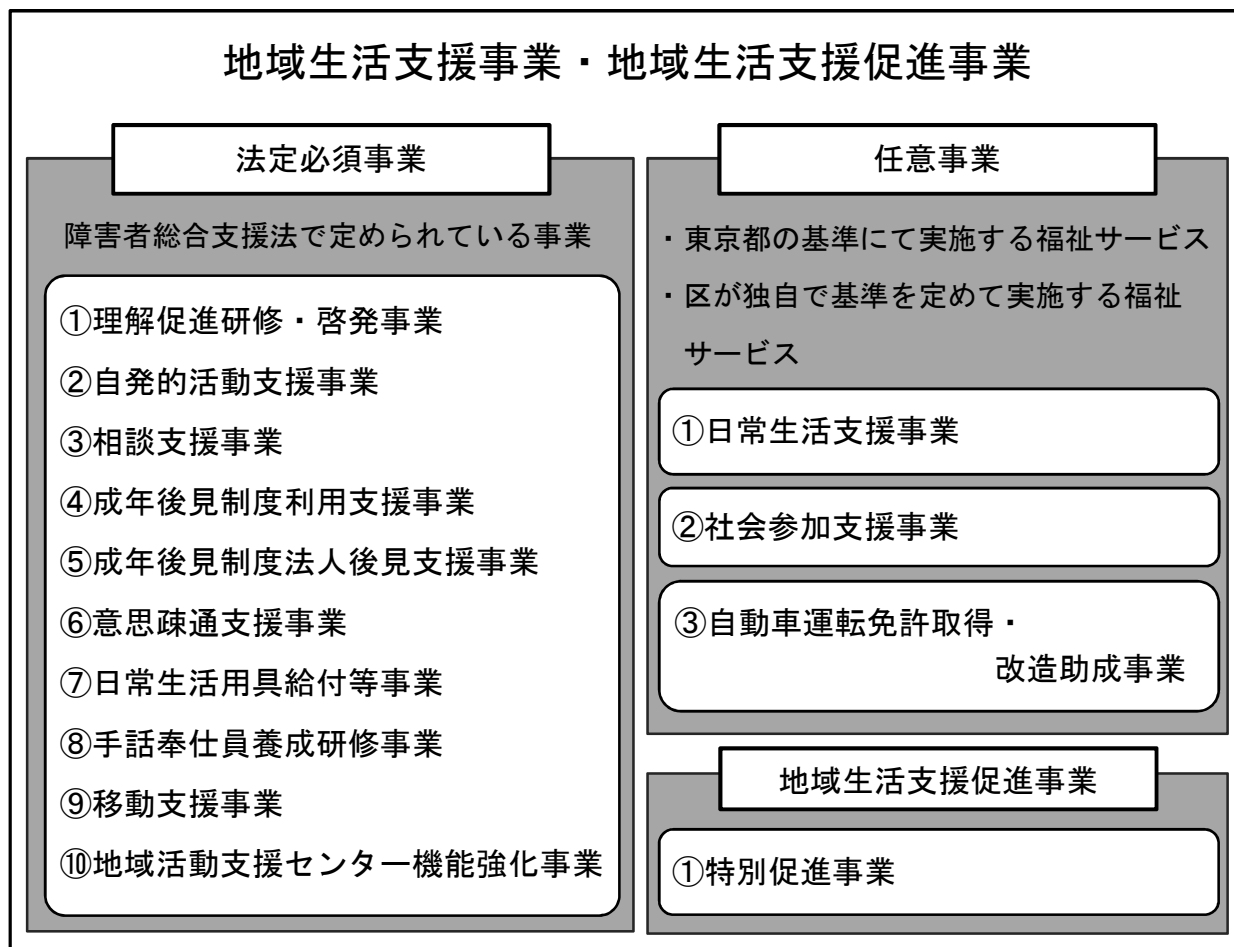
※ 1月当たり

サービス名	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日分	7,495	7,495	7,447
	人	1,048	1,048	1,036
医療型児童発達支援	人日分	18	24	30
	人	6	8	10
放課後等デイサービス	人日分	13,701	13,614	13,571
	人	1,257	1,249	1,245
保育所等訪問支援	人日分	15	15	15
	人	5	5	5
居宅訪問型児童発達支援	人日分	12	12	12
	人	3	3	3
障害児相談支援	人	427	439	455
障害児入所支援	人日分	11	11	11
	人	3	3	3

6 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域生活支援事業の法定必須事業及び任意事業と地域生活支援促進事業で構成されています。障害のある方の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、区民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、以下の事業を実施します。

＜地域生活支援事業の構成＞

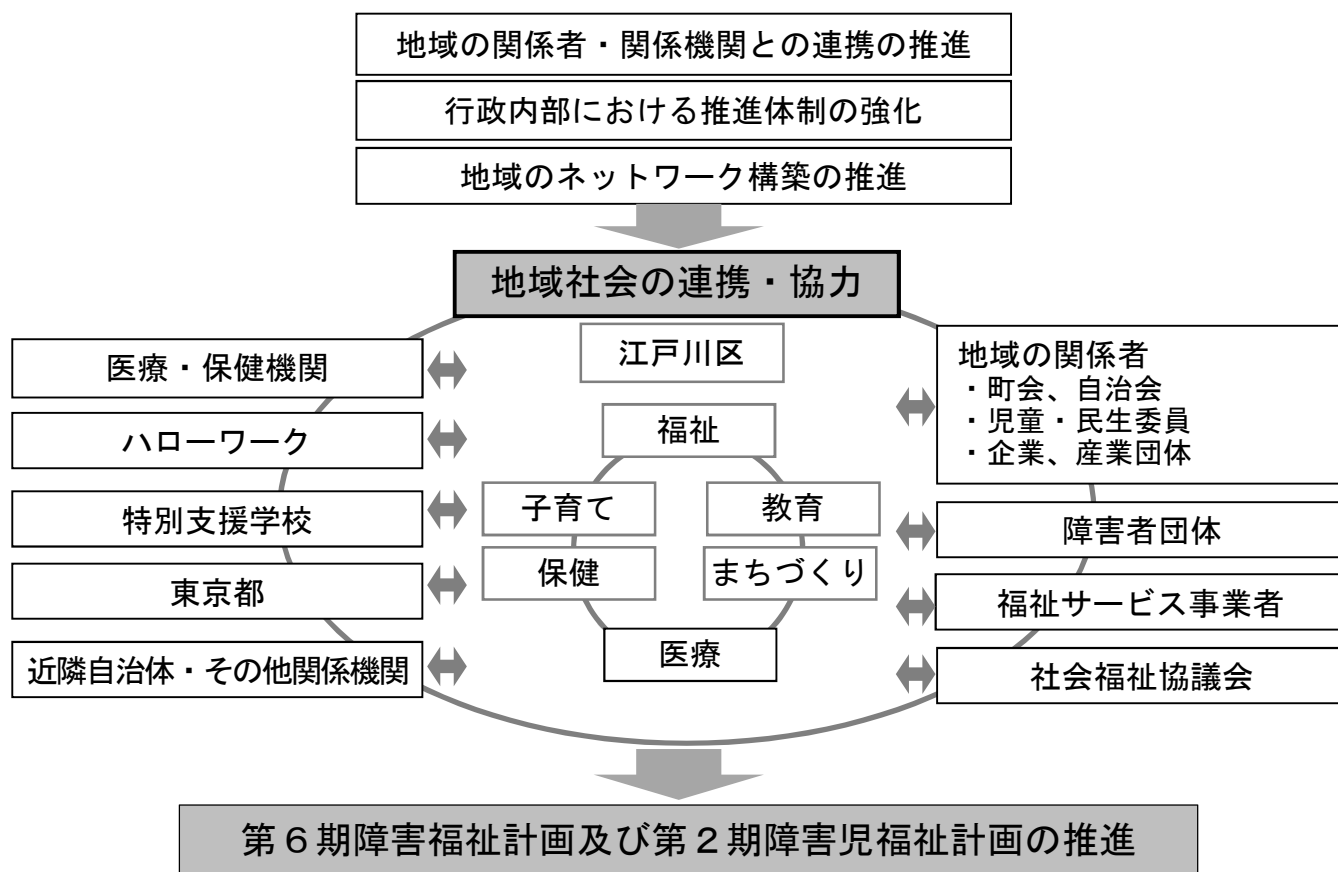


7 計画の推進に向けて

本計画は、福祉・保健・医療等のさまざまな関連分野に渡るものであり、各関係機関や地域が連携を図りながら、総合的に取り組みを進めていくことが重要です。計画の推進に向けて、地域の関係者・関係機関との連携や行政内部における推進体制の強化等により、地域のネットワーク構築を推進し、サービス提供体制の確保を図ります。

本計画に定める目標等について、年に1回、その実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向を踏まえて、評価・分析を行います。サービスごとの利用実績値については単年度ごとに確認し、見込量との差異を評価します。差異が大きい場合は、サービス供給量の調整あるいは、見込量の変更等について検討します。

<地域社会のネットワークと連携のイメージ>



第6期江戸川区障害福祉計画
第2期江戸川区障害児福祉計画
概要版
(令和3年(2021年)3月発行)

【編集・発行】

江戸川区 福祉部 障害者福祉課

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

電話 03(3652)1151(代表)

<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/>